HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アリストテレス弁証術における方法の構築
Author(s)	北郷, 彩
Citation	研究論集, 13, 1(左)-23(左)
Issue Date	2013-12-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54060
Type	departmental bulletin paper
File Information	001_KITAGO.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

アリストテレス弁証術における方法の構築

北　郷　　彩

要　旨

『トピカ』A 巻においてアリストテレスは，推論を用いた対話形式の議論を弁証術的推論として方法化することを試みている。本稿の狙いは,「共有見解」や「検証吟味」等のキーワードによってアリストテレス独自の仕方で特徴づけられる弁証術的推論が,そもそもいかなる技術として構想されているかを,各々の概念の分析を通じて考察することである。弁証術的推論は，共有見解を前提命題とする推論であることにおいて，他の種類の推論すなわち論証や詭弁的推論等から区別される。共有見解は多数の人によってそう思われることどもという仕方で，例えば厳密に真として確立された知識とは異なる次元で特徴づけられる。この特徴の故に弁証術的推論は，一つには特定の諸原理によって基礎づけられていない命題を扱うことができ，推論一般の規定に従って挙げられる推論の種類に幅を持たせている。もう一つには，弁証術的推論においては肯定と否定の命題対の双方が推論の前提命題の候補となることができ，その各々の推論の導く結果を検討することが可能である。これらの特徴の故に，命題の検証吟味という弁証術に固有の役割が実現する。すなわち，諸学問領域における原理は，その領域の第一のものであるが故に，領域の内部から検討を与えることが不可能であるが，共有見解に基づく弁証術的推論を用いるならばそうした個々の原理に属さない共有見解からそれらの原理について検討を加えることが可能となる。そうした検証吟味の方法化は，具体的には命題の確立と覆しの方法化によって実現が試みられる。命題の確立と覆しを論拠づける諸観点はトポスと呼ばれ，プレディカビリアと呼ばれる文－下位構成要素と，カテゴリーの分類の各々の特徴を基礎として構成されている。これらが成立条件を満たしているか否かを検討することによって,命題が適切に確立されているか,或いは覆されるべきかの検討が可能となる。

1．冒頭の宣言

『トピカ』冒頭においてアリストテレスは次のように宣言する。

> この論稿の目的は，目の前に提示されたあらゆる問題について，そこから我々が共有見解に基づき推論をすることが可能となるであろうところの，そして我々自身が議論を展開するに際して不整合なことを何も言わずにすむところの方法を発見することである。それゆえ初めに，推論とは何であるか，そしてそれの諸種差は何であるか，また弁証術的推論がいかにして把握されるかを述べねばならない。というのも，これを当面の仕事に即して我々は探求しているのであるから（100a18–24）。

ここで探求されようとしている「方法」（methodon）において，我々は次のことが達成されることを期待するであろう。⑴その方法は，目の前に提示されたあらゆる問題を対象としている。そこにおいて我々が目指すのは，⑵共有見解に基づき推論すること，また⑶自身が議論を展開するに際して不整合なことを何も言わずにすむことである。本節においては，まずこの探求対象である「方法」において企図されている事柄に関し上の三つの観点からその特徴を明らかにする。その後，この「方法」がいかなるものとして構想されているかについて，その大枠を捉えることを試みる。

初めに，そもそも「あらゆる問題」を論じるという状況がいかなるものとして想定されているかについて考察したい。「目の前に提示されたあらゆる問題」を論じる際，その形態が一般に，主題を問いの形で提示する側と，それに応答する側という二つの立場の想定される一つの議論の形態として捉えられるならば，我々はこれを問答と呼ぶ。他者と論争するにしろ，一人で問題を検討するにしろ，二つの立場を想定した議論形態は，次の点で一つの基本的な型を形成している。つまり，一方で，一つの主張を提示し論じる側があり，他方で，主張が説得力ある適切な仕方で提示され論じられたか否かを判定する側がある。こうした二つの立場による問題の検討は，「問題」という概念についてのアリストテレスの規定に基づくならば，さらに簡潔な形によって理解される。後に詳述されるように，アリストテレスは「問題」（problēma）を，一つの主張が「〜であるか否か？」という形式で表現されたもの，つまり諾否の簡潔な応答を求める形式で表現されたものとして規定している（cf. 101b32–33）。これに従えば，問題として適切に与えられたものは，例えば「人間とは何であるか？」という問いではなく，「人間とは，二足歩行の動物であるか，否か？」という問いであることになる。つまり問いの形式は，応答する側に対して自由な形式で新たな答えを要求するものではなく，むしろ応答を形成する内容をすべてあらかじめ与えるものでなければならない。「問題」をこのように捉えるとき，二つの立場から問題を論じるという行為は次のように理解されるであろう。まず論議の目指すところは，

一つの主張が的確かつ説得力ある仕方で論じられることであり，それが示される際に，論者であるところの問い手と，その判定者であるところの答え手が各々の役割を果たす。双方のやり取りは，次の形式を持つ。問い手は一つの主張が成立するか否かの問いを立て，それに対し答え手の応答は，「然り」による成立への同意か，「否」による不成立への示唆かのいずれかである。

扱われる主題が個々の事例によってどれほど多岐にわたるとしても，或いは目指す主張がどれほど多くの要素を含んだ複雑に構成されたものであるとしても，それらを上の問答による基本形へと分解することが可能である限り，我々はいかなる問題に対しても同じ仕方で取り組むことができる。すなわち，打ち立てられようとしている主張において，その内容上或いは文法形式上の構成要素を見極め，最も単純な形へと変換し，それら一つ一つについて説得力あるものとして対話者からの同意を取りつけるという手続きによっておよそ議論を進めることができる。必要とされるのは，問いが適切な仕方で立てられること，そして応答が他の様々な主張に対する応答と不整合をきたすことのない仕方で与えられることである。状況がこのように理解されたとして，「あらゆる問題」を論じる際に有効となる議論の手立てがあるとすれば，我々はいかなるものを想定すべきであろうか。問い手の視点から見れば，一つの主張を妥当なものとして同意を取りつけようとするときに，何によって説得力を与えることができるであろうか。他方，答え手の視点から見れば，一つの主張について同意すべきか否かの判断は，果たして主張のもっともらしさに対する直感や良識に頼むほかないであろうか。これらの問いは次のように限定して言い換えることができる。一つの主張が適切に語られているか否かは，その主張の語られる意図や文脈によるところが大きいであろう。一つの事物が適切に語られる仕方は，語られた意図や文脈によって複数あり得る。その中で，あらゆる問題に共通する観点から，各々にとってふさわしく語られた主張とそうでない主張を峻別することのできる共通の基準を得ることは可能であろうか。一つの可能性は，次のものである。一つの主張をもっともなものとみなすために，我々は一般に，その主張がもっともな根拠から導出されていることを必要とする。つまり，我々は，一つの主張に関して，それが根拠を持つものであること，そして結論として正しく導かれたものであることを確認する必要がある。これは，一つの主張と他の主張との間に，一方が他方を導くという関係が成り立つということに関する理解であり，主張されている個々の事物についていかなる見解を持つかという点とは別に把握される。そうした事柄についての理解の必要から，我々は推論するという手続きについて語る。後に詳述されるが，一般に言って推論とは，前提から妥当な仕方で結論を引き出すことであり，推論について正しく把握されている場合はその結果として，我々は何であれ主張について基礎づけが為されていること或いは根拠が与えられていることを判別できる。それゆえ，「あらゆる問題」に対して共通の基準により対処することの一つの可能性は，適切な推論によって一つの主張を根拠から正しく導くこと，そして主張の適切な基礎づけを判別することによる。

では，「共有見解に基づき推論する」と言われるとき，推論に対していかなる特徴が付与されていると言えるであろうか。共有見解とは，後に詳述されるが（3 節），「すべての人にか，多くの人にか，…によって思われているものども」（cf. 100b21–23）と規定される。共有見解は，「受け入れられている意見」と言い換えることもできるであろう。これは，事柄についての確実な知識や，明白な事実のたぐいとは区別される（cf. 105a3–9）。「共有見解に基づき推論する」ということが意味するのは，或る事柄について推論を用いて検討する際，その事柄についてすでに確立されている知識を用いてではなく，一般に受け入れられている事柄を用いて為すということである。知識を用いずに推論するという領域の特色は，一つには，厳密な知識の確立が困難な事柄をも対象として検討できるという点である。このことの意義は次の二つの理由によって説明できる。我々は，必ずしも確実な知識のみによって認識を構成するわけではなく，むしろ我々の認識の多くの部分が，自身或いは世間一般にとって，かなりの程度でもっともらしいと思われる信念であることを否定しないであろう。また，実際に我々は通常，もっともらしい信念を対象としても，妥当な推論が成立すると信じており，妥当性を持たない推論についてその不備を正当に指摘する可能性を信頼する。というのも，議論の妥当性について注意深く観察するならば，妥当性が単に慣例によって成り立つものではないことを知るであろうからである。例えば，矛盾律や前件肯定式などに基づく議論形式が，一つの一般法則として我々が言論において見出してきたものであることを我々は認めるであろう。そうでなければ，我々は主張同士の矛盾を指摘することもできなければ，或る主張から一つの結論が引き出されることについての同意を対話者間で得ることもできないであろう。

あらゆる領域にわたって，共有見解に基づき推論するという局面を認めたうえで，他方でそこには，我々が自ら議論を展開するという局面が常に想定される。このことは，共有見解を用いた推論に固有の特徴の一部を為すであろう。というのも，一つには，共有見解を用いた推論が対話の形式をとり，対話者としての自身が議論を展開する場面，すなわち問い手となる場面を避けて通ることができないからである。もう一つには，共有見解が成り立つためには，我々がともあれ共有見解として認定すること，つまり答え手となって主張の判定をすることが欠かせないからである。では，そこで「不整合なことを何も言わずにすむ」とは何を意味するであろうか？　我々が議論を展開する際，誤る可能性があるのは，一つには，共有見解でないものを共有見解として立ててしまう場合であろう。問い手としては，導く議論にとって有益でない主張を提示することとなろうし，答え手としては，誤った主張に同意してしまうこととなろう。もう一つには，主張同士の関係を見誤るという場合がある。問い手としては，誤った結論導出をしてしまうこととなろうし，答え手としては，互いに衝突する主張を共に認めてしまったり，共に成り立つはずの主張や共に成り立たないはずの主張をそのように同意し損なうこととなろう。これらの双方の可能性を考慮に入れたうえで，「不整合なことを何も言わずにすむ」ためには，共有見解として立てる前提を誤らないこと，また推論による結論導出の手続きを誤らない

こと，また主張同士の関係について見誤らないことなどの必要がある。総じて，推論とそれに必要な諸概念の分節について正しく把握することが求められるであろう。それゆえ，探求対象となる「方法」においては，適切に推論するという手段について，そして自ら議論を展開するという局面において誤りを犯さないことについて語られる必要があるのは明らかであるように思われる。そのためにはまず，推論自体の構成を知り，弁証術的推論として特徴づけられる際の構成要素について知る必要がある。

2．推論の一般的な規定

初めに，推論がいかなる仕方で規定されたかを見る。三段論法の格式の考察を主眼に置いた『分析論前書』A 巻 1 章において推論が規定されるが（24b18–20），この『トピカ』A 巻 1 章においてもそれとほぼ同一の仕方で推論が規定される（100a25–27）。このことからは，アリストテレスが，推論の構造の分析に関し明確な方法論的自覚のもとに考察を進めていたことが推察される。

> 推論とは，そこにおいて，或るものどもが措定されたときに（tethentōn tinōn），当該の措かれたものどもとは異なる或るものが（heteron ti），措かれたものどもを通じて，必然に基づき帰結するところの説明言表である（100a25–27）。

まずは，推論一般の規定に必要な各要素として，次の(1)〜(5)の点が，上の規定に見られることを確認したい。推論は，これに続く箇所において挙げられる特徴を備えた，何らかの(1)「説明言表」（logos）である。これは推論が少なくとも何らかの言語表現の領域に属することを明らかにしており，いわば推論の類を与えている。冒頭において宣言された通りに，まずは推論の「何であるか」（cf. 100a21）を記述する手順が踏まれている。この説明言表が備える特徴は，一つには，(2)何らか初めに措かれるものども（諸前提）と，(3)これら（諸前提）とは異なるもの（結論）を構成要素に持つことであり，双方が，(4)前者を通じて後者が「帰結する」（symbainei）という関係にあることである。構成要素のうち一般に前者が前提命題として，そして後者が結論命題として理解されるであろう。何らか内容を持つ言明を措定することによって我々は推論の起点を持ち，また初めの諸命題とは異なる新たな言明を獲得することによって我々は推論の終点を持つ。さらに，前者を通じて後者が「帰結する」と言われるこの関係は，(5)「必然に基づく」，すなわち「他の仕方ではあり得ない」（cf. 1015a34）仕方である。それゆえこの規定は全体として，推論と呼ばれる或る種の説明言表において成立する諸言明と，その成立の条件を表すものであると言える。その条件は一つには，(4)において示されているように，後者の言明（結論）の成立が，前者の諸言明（諸前提）の成立を通じてあること，そしてもう一つには，(5)に

おいて示されているように，前者の諸言明が成立する際には後者の言明も常に必ず成立することである。

この規定を，推論一般という一つの言論上の法則を定式化することを意図した，アリストテレスの最初の試みであると捉えるならば[1]，我々はここで語られている推論の性質に関して次の基本的な観点に関心を持つことが可能であろう。推論における必然的な帰結関係は，一つには，いかにして定式化されるかが大きな関心となる。もう一つには，この帰結関係によって結論命題が導かれることが，我々にとって新たな命題の獲得を意味しているという点がある。結論命題は，前提諸命題が成立するならば常に同時に成立するはずの命題として，その成立に一つの強制力を持っている。これらの関心を，弁証術的推論の方法構築に照らして見るとき，帰結関係の定式化についての関心を『分析論前書』の扱う領域として他の論稿へ譲るものとしたい。論理的必然性を伴う推論について，アリストテレスは『分析論前書』において，「完全な推論」（24a13, 24b22）の成立するパターンを突き止め，そのメカニズムを，諸前提においてある三つの項の連関として記述することによって解明している。他方『トピカ』においては，推論の必然性の理論が議論の妥当性を裏づけするものとして背後に機能していることが想定されるべきであるとしても，項連関やその推論型式が直接言及されることはなく，推論の必然性がいかにして成立するかという問題は直接の探求対象とはされていない。むしろ，『トピカ』において直接の探求対象となるのは，推論の一種としての弁証術的推論の固有の役割と構造であり，その固有の方法を見つけることに焦点が当てられている。

弁証術的推論が推論の一種であると言われる限りにおいて，我々は推論の規定について考察する。この規定によって我々は少なくとも，一般に推論と呼ばれるものと，推論には当てはまらないものを類別することが可能となる。弁証術的推論と呼ばれるものは，第一には，この推論としての成立条件を満たしていなければならない。それゆえ，例えば或る議論の場面において，弁証術的推論が適切に形成されていることを検証する際には，それがそもそも適切な推論として形成されたことの検証が前提となろう。また，弁証術的推論が推論として成立していることの理解は，論証や詭弁的推論との対比においてその特徴を捉える上で必要となる。というのも，一方で論証においては真なる前提から必然に即して真なる結論が帰結するが，これに対比される弁証術的推論において「共有見解」としての前提から「共有見解」としての結論が帰結する際，同様に必然に即した導出過程であることが理解されねばならない。つまり，推論の必然性は，前提の言明内容つまりそれが真なる言明であるか，それとも共有見解的であるかに

[1] Slomkowski の言うように（p.26），ここで為されている推論の規定は最も広く一般的なものであり，categorical syllogism や hypothetical syllogism と通例呼ばれる型をも包摂するものであると言える。次節において為される推論の分類は，これらの型の区別よりもむしろ，推論を用いる領域や目的との関連に主眼がおかれている。

拘らず成立するということを押さえることが重要である。

3．共有見解

推論の種類は『トピカ』A 巻 1 章の続く箇所において，次のように四種に分けられる。

【論証の規定】推論が，真でありかつ第一のものどもに基づきあるとき，或いは，何らかの第一かつ真であるものどもを通じて，それら自身についての認識の端緒を人が容認するところのそうしたものどもに基づきあるとき，それは論証である。…異なるものどもを通じてでなく，むしろそれら自身を通じて，当該の確信を［人が］得るものどもが，真かつ第一のものどもであり（というのも，当該の知り得るものどもの諸原理においては「何故にか」は探求されるべきでなく，むしろ，諸原理のうち個々自身に関し，各々に即して確信があるべきであるから）…（100a27–29）。

【弁証術的推論の規定】共有見解に基づき推論されるものは，弁証術的推論である。…すべての人にか，多くの人にか，知者たちにか，そしてこれらのうちすべての人にか，多くの人にか，ことさら知られており誉れ高い人たちによって思われているものどもが共有見解である（100a29–100b23）。

【詭弁的推論の規定】見かけ上共有見解であるが，実際はそうでないものどもに基づく推論，また共有見解或いは見かけ上の共有見解に基づく，見かけ上の推論が，詭弁的推論である（100b23–25）。

【誤謬推論の規定】さらに，述べられたあらゆる推論とは別に，何らかの知識をめぐる特有のものどもに基づき生じるものどもが，誤謬推論である，ちょうど幾何学とこれに類似の諸学科について［そのように］あることが帰結するように（101a5–8）。

論証は，その前提命題が「真でありかつ第一のものども」であることによって，他の種類の推論から区別されている。同様の仕方で，弁証術的推論は，前提命題が「共有見解」であることにより，また詭弁的推論は，前提命題が「見かけ上の共有見解」であること，そして誤謬推論は前提命題が「何らかの知識をめぐる固有のものども」であることにより特徴を表す。これらの種類の前提は，いかなる基準によって分けられていると言えるであろうか，そして分けられた結果，推論全体としていかなる差異を表すであろうか。これらの推論の分類は，弁証術的推論の特徴を明らかにするという『トピカ』の目的の下にあり，アリストテレスが述べるように，その当面の仕事に必要な限りでの分析であるから，ここでは，弁証術的推論の前提命題「共有見解」について理解を進めることを目的として，それに必要な限りの対比と分析を進めたい。

初めに，弁証術で前提命題として用いられる「共有見解」が，論証における「真かつ第一の

ものども」との対比において，いかなる仕方で特徴づけられるかを，【論証の規定】の記述をもとに明らかにすることを試みる。【論証の規定】において語られている「真かつ第一のものども」の特徴は，「異なるものどもを通じてではなく，むしろそれら自身を通じて，当該の確信を［人が］得るものども」と説明されているが，一つには(a)言明内容が真であること，そして(b)その真が自明であることと言える。つまり，それが真であるということを人が知るために，他の言明による基礎づけを必要とせず，当該の言明が自明に真であると人が確証を持つ場合に，「真かつ第一のもの」と言われる。「第一のもの」と呼ばれるのは，真であることに関して他の命題による根拠づけを持たない命題であり，この命題が真であることの根拠を他に求めるのは，探求方針としても誤りであることが説明されている。「当該の知り得るものどもの諸原理においては「何故にか」は探求されるべきではなく，むしろ諸原理の個々自身に関し，各々に即して確信があるべきであるから」(100b18–21)。さらに，論証の規定においては，前提命題の特徴づけとしてもう一つのものが与えられている。それは，(b)’「真かつ第一のものどもを通じて，それら自身についての認識の端緒を人が容認するところのそうしたものども」(100a28–29) と呼ばれる。これは命題の真の自明性に関して前述のものに準じる特徴づけと言える。すなわち，「真なる第一の」命題を通じて把握される命題でありさえすれば，それ自身が原理であり自明に真であることが確信されなくとも，論証の前提命題としての資格を得る。この二つの資格(b)と(b)’によれば，論証の前提命題となる諸言明は，一方が他方の根拠となるという仕方で，公理的に互いに関係づけられている諸命題の集まりと言うことができる。それらは，或る諸原理を「第一」のものとして，そこから導かれる諸命題により構成される一つの体系と言える。論証に用いられる諸命題に関するこの特徴については，共有見解との差異をめぐって後に再び考察したい。他方で，上のように特徴づけられている論証の前提命題は，基本的にその言明内容が真であることによって成立する。そして真であると言えるのは，言明において言及されている事物が，世界の側で成立している事柄を正しく写し取る仕方で述べられているときである。こうした真が実現するためには，言明内容が，実際の事物のあり方と照合されること，また照合することを可能にする量化などの形式，すなわち真偽の成り立つ形式のあることが前提となろう。それゆえ私たちは，上の引用から知ることのできる特徴において，量化され，その言明内容が実際の事物と照合された，真偽の明らかにされた命題を想定する。

これに対して，弁証術に用いるべき前提命題は共有見解と呼ばれ，上の「真かつ第一のもの」とは明確に区別される。共有見解と呼ばれるのは，上の規定において述べられているように，「すべての人にか，多くの人にか…よって，思われているものども」(100b21–23) であり，その社会において多数の人によって是認されている言明内容として特徴づけられている。特に「知者」や「ことさら知られており誉れ高い人たち」(100b22–23) によってそうであると思われている事柄は，一般に，人の信念の中でも特にもっともらしい主張として世間に受け入れられているものと言える。もっともらしい主張として受け入れられているものの特徴は，我々がそれ

を，世間一般や知者として評判を得ている人たちの思考への信頼によって，言明内容の真か否かを厳密に問うことなしに，おおよそにおいて説得力ある主張として受け入れていることであろう。これに対して，言明内容のもっともらしさが必ずしもその言明の成立の基準とならない場合は，弁証術において扱うべき問題とはならない。例えば，『トピカ』A 巻 11 章によれば，「懲罰」や「知覚」を必要とするようなものは，弁証術のふさわしい題材とならない（cf. 105a5）。すなわち，「果たして神々をうやまい，両親を愛すべきか，否か」（105a5–6）を問題とする議論は，特に共有見解を用いた弁証術的な議論にふさわしいものとは看做されない。というのも，「神々をうやまい，両親を愛すべきである」という命題が共有見解であるか否かを判断する場合，この命題を受け入れることと受け入れないことのいずれによって社会的な懲罰を回避できるかという問題にすり替わることになる（例えば古代ギリシャの慣例においては，神々を敬うべきか否かという問いは，ともすればその人の宗教観が不敬罪にあたるか否かの問いにすり替わるかもしれない）。こうした判断の仕方によってある限り，その言明を受け入れるにしろ受け入れないにしろ，個々の言明内容自身のもっともらしさについての評価を与えることにはならないであろう。この場合，この言明の成立と不成立の判断にとって必要なものは，「懲罰」（105a6）の有無であり，それが共有見解的であるか否かの判断ではないと言える。「知覚」（105a7）の場合も同様である。もしも「雪は白いかそれともそうでないか」（105a7）を問題とするならば，それについての言明が成立するか否かは，それを人がもっともらしいと思うか否かによるのではなく，実際に雪が白いかどうかを目で見て判断することによる。この場合，必要とされるのは知覚である。それゆえ，これらのいずれの事例においても，共有見解として前提命題に用いられる言明とはなり得ない。

論証において前提命題の成立が，世界の側の事物に照らしてその真かつ第一のものであることが明らかにされることによるとして，他方で弁証術においては，共有見解の成立を特徴づけるのは，それが成立することに対する対話者による同意である。前述のように，弁証術において対話の形式をとる議論は，問いの形式で命題を提示する側と，「然り」或いは「否」という返答を用いてその命題の成立を承認或いは拒否する側とによって構成される。答え手は，いわば共有見解の成立と不成立を自ら判断する立場にあり，それが世間一般に受け入れられる主張であること，或いは世間的な或る種の権威によって承認されるはずの主張であることを，対話において自ら認定することが求められている。この承認の根拠は，答え手が承認する段階ではまだ厳密に問われていないことが，共有見解の特徴的な点であると言えよう。論証の場合には，すでに命題の真であることが自明であり，根拠を問わずに済むか，或いは他の命題に根拠を求めることができるということが明らかであったが，他方この共有見解の場合には，そもそも或る命題が共有見解として成り立つことの根拠が明らかであることは端的には求められていない。答え手がその言明を承認する際の根拠や確信は，その人自身のうちに求められることがあるとしても，推論の前提命題としての成立条件には直接現れない。そして後述するように，弁

証術の目的はまさしくこの承認の根拠をどれほど強固な一貫した主張として答え手が自らのうちに保持し得るか，つまりその主張が検証吟味に耐え得るかをめぐるものであると言える。

論証における前提命題と弁証術における前提命題の種類の違いは，各々において成立すると想定されている命題群の質の違いを明らかにする。一方で，「真かつ第一のもの」としての言明はその真の根拠を，自明に持つか，或いは他の言明のうちに求めることが必要であり，他方で，「共有見解」としての言明は，その成立の根拠をただちには明示する必要がない。このことから言えるのは，一方，論証の前提命題として想定されている命題群が，真であることが自明な「第一の」諸言明と，そこから導かれる真なる諸言明との集まりであるということである。そして他方，弁証術の前提命題として想定されている命題群は，おおよそにおいて正しいと人から思われる諸言明の集まりであり，各々の言明はその成立について必ずしも厳密で明示的な根拠づけを持たない。

上述の前提命題の質の違いを受けて，論証と弁証術は，推論形式において顕著な差異を示している。『分析論後書』A 巻 2 章において，論証と弁証術における形式の違いが次のように説明される。

> だが，矛盾対立するものどものうちの，当該の異なる片方が，命題であり，一つのものに即した一つのものであり，一方，［二つのうち］いずれであれ同様の仕方で容認するのが弁証術的推論であり，他方，固定的に片方を真として容認するのが論証である。だが言明（apophansis）とは矛盾対立する諸言明のうち（antiphaseōs）いずれであれ片方のことであり，矛盾対立する言明（antiphasis）とは，自体的にはそれの中間があらぬところの反定立（antithesis）であり，矛盾対立する諸言明のうちの片方は，一方は，或るものについての或る肯定（kataphasis）であり，他方は，或るものに対する或る否定（apophasis）である（72a8-14）。

前提命題は，或る事柄について或るものを肯定的に述べ立てるものと，否定的に述べ立てるものという対のうちの一つであると説明されている。引用中の説明によれば，論証と弁証術においては，この前提命題の採用の仕方に違いがある。すなわち論証においては，命題のこの対のうち，推論の前提として採用される資格を持つのは一方のみである。他方，弁証術においては，採用される資格を持つのは対の双方である。その理由は，論証と弁証術において想定されている前提の種類の違いに拠っている。次の仕方で説明することができる。命題の肯定形と否定形による対は，それが表している世界の側の事態との対応関係から述べるならば，片方が真なる言明である場合にはもう片方が偽であると我々は主張する。論証において，前提として採用される資格のある命題が対のうちの一方のみであるのは，採用される前提が真なる命題である必要があるからである。というのも，論証における前提命題は上述のように，常に「真かつ第一

のもの」そしてそこから導かれる真なる諸命題のいずれかであるからである。他方，弁証術において前提として採用される資格のある命題が，対のうちのいずれでもあり得る理由は，前提命題の成立が，その厳密な意味における真偽に拠るのでなく，それを共有見解とする対話者の同意に拠ることである。

それゆえ，両者における形式の違いは，前提命題として用いることができるのが，命題対のうち真なる一方のみであるか，それとも双方ともであるかにある。真なる一方から出発して構成される推論は，もし正しく構成されているならば，必然に基づく過程を通じて一つの真なる結論命題を導く。他方，命題対の一方を共有見解として構成される推論は，正しい構成においては，一つの共有見解としての結論命題を導く。両者の違いは，後者においては，前提命題がそこから採用された同じ命題対の，もう一方を共有見解として推論を構成することもまた可能である点である。共有見解においては，或る命題の肯定形と否定形のいずれに関しても推論を構成し得ることによって，いわば，命題対の双方を前提命題として仮定したうえで各々がいかなる結論を引き出すことになるかを示してみせることができることになる。このように，一つの命題対について，その肯定形からも否定形からも各々の推論を構成することのできる弁証術の特徴に関し，『トピカ』A 巻 2 章においては弁証術の有用性との関連で次のように語られている。

> 哲学に即した諸知識に対して有用であるのは，両面に対して問題を見出すことが可能となることによって，個々の事例において我々が真と偽とを容易に看て取るであろうからである（101a34-36）。

4 節においてより詳しく考察するが，弁証術におけるこの形式すなわち命題対のいずれからも推論を構築することが許容されるという形式は，上の引用に見られるように，「問題の両面に対して問題を見出すこと」を可能にする。つまり，一つの命題の肯定形から推論を進めた場合にいかなる結論を引き出すことになるか，そしてその反対の場合はどうかについて検討することを可能にしている。このことは，弁証術の形式に固有のことであると言えよう。論証の基本構造においては，弁証術と同じ仕事を為すことが想定されてはいない。その仕事とは例えば，事実と反対の場合を仮定して，そこから出発する推論を構成することによって，仮定された場合に何が導かれるかを予測することである。そうすることにより，上の引用において言われたように，我々は弁証術を用いて，個々の命題の「真と偽とを容易に看て取るであろう」。

論証と弁証術の間にある構造上の違いは，上で確認したように，その前提命題の種類によっても特徴づけられるものであり，そしてそこで想定されている仕事つまり各々の推論の目的もそれに従って異なるように見える。本節の終りにおいてこの点を考察することを目指し，次には他の推論との対比を交えつつ共有見解の特徴づけをさらに進めたい。

これまでの考察によれば，共有見解は，対話者の承認によってその成立を特徴づけられるものであり，また同じ命題対の肯定も否定も採用し得るものとされた。このとき，共有見解とは果たして，例えば「真かつ第一のもの」に比して，単にその真であることの蓋然性において劣るものと解すべきであろうか。これらの関係について考察する前に，共有見解と別の種類の前提命題についての関係について考察したい。それは，上の規定において述べられた，詭弁的推論の前提命題として用いられる「見かけ上の共有見解」との関連である。規定によれば，詭弁的推論において前提命題として用いられるものは，「見かけ上共有見解であるが，実際はそうでないものども」（100b24–25）と呼ばれる。これについては，後続の箇所において次のように説明されている。

> というのも，当該の見かけ上の共有見解がすべて，共有見解でもあるわけではないから。というのも，当該の述べられた共有見解のうちの何ものも，完全に明らかに当該の［共有見解に過ぎないという］見かけを持つのではないのであるから。ちょうど，詭弁的な議論の諸原理についてそうあることが帰結するように。というのも多くの場合，小さな事柄をも看て取ることのできる人々にとっては，偽のものの自然本性はそれら自身においてただちに明らかであるから（100b26–101a1）。

この説明によれば，共有見解であるように見えても，それが見かけ上のものに過ぎず，実際は共有見解に含み入れられるべきでないものが発見される可能性がある。そうした見かけ上のものは，「詭弁的な議論」において通常そのように想定されるように，単に議論に勝つために手段を選ばず，対話相手を欺くことさえ奨励される術に属する[2]。この場合，実際には共有見解でないものとは，世間の人々によってもっともらしいと思われる度合いが単に低いというだけではなく，あたかももっともらしいと思われる度合いが高いかのように，或いはあたかももっともらしいとそもそも思われるかのように，対話者を欺く性質のものであることが重要な特徴であると言える。もっともらしさの度合いが単に低くても，それでも共有見解であり得るであろうが，ここで言われているのはむしろ，実際には共有見解ではない命題である。焦点の当てられ

[2] Smith は詭弁的推論が，人を欺く性質のものであることによって特徴づけられる可能性を指摘しつつも，例えば一つの共有見解と思われたものが，単に見かけ上の共有見解であったことが露見するという場合のように，同じ命題がいずれにも変わり得ることを見れば，弁証術的推論と詭弁的推論の間の差異は依然として不明確なままであると主張する（p.49）。しかしこの主張はまさしく共有見解と見かけ上の共有見解を，その内容の蓋然性の度合いによって区別するという想定に基づくものである。そもそも肯定と否定の命題対のいずれをも許容する共有見解は，もっともらしさのあらゆる度合いを許容するものであり，対話相手を欺く意図で提示される見かけ上の共有見解とは異なる性質のものであると捉えるべきであるように思われる。

ているのは，その命題が共有見解とは全く違う種類のものであるという点である。それゆえ，少なくとも弁証術と詭弁的推論の間においては，前提命題の種類は，むしろ前者の共有見解に対して，後者は，前者であるかのように見せかけられた偽者として互いに区別されるべきであり，決して単に，内容のもっともらしさの程度によって，つまり前者の前提命題のほうがもっともらしさの度合いが高く，後者のほうが度合いが低いという仕方で互いに区別されるのではないであろう。

他方，「真かつ第一のもの」との対比においてはどうであろうか。まずは，共有見解によって語られる領域が，真偽の厳密に問われる領域から明確に区別される文脈を確認したい。その後に，共有見解として命題が把握されることと，その命題が真なる命題として把握されることとは必ずしも排他的ではない文脈を確認したい。それにより，共有見解と真なる言明が，単に真性の度合いによって分けられた二つの領域ではないことを示すことを試みる。

共有見解によって語られる領域が，真偽の厳密に問われる領域から区別されるように見えるのは『トピカ』A 巻 14 章における次の記述においてである。

> それゆえ一方，哲学に対しては，真理に即して，それらについて扱わねばならず，他方臆見に対しては（pros doxan），弁証術的にこれを為さねばならない（105b30–32）。

この記述は，弁証術的推論においていかなる種類の命題を選択すべきか(105a35)，どれほどの種類の題材が扱われうるかについて（105b20）分析される記述の一部である。ここで区別されているのは，「哲学に対して」向かう場合の問題の扱い方と，それから「臆見に対して」向かう場合の問題の扱い方であると言えよう。哲学に対して貢献する仕方で問題を扱うには，それが真理に即して語られるのでなければならない。他方，臆見に働きかける状況においては，弁証術的に語られるのがよいとされる。この記述から理解し得る事柄の一つは，確かに哲学的に物事が論じられる領域と，臆見として物事が論じられる領域は明確に区別されるということであり，それに伴って，命題についての真理に即した語り方と，弁証術的な語り方も異なるということである。しかし理解し得るもう一つのことは，いずれにせよ我々が同じ命題を，真理に即しても，弁証術的にも扱い得るということである。それゆえこの記述によれば，哲学的な目的の下に語るか，それとも臆見に寄与するものとして語るかによっては，その命題の種類を特徴づけることはできず，区別された二つの領域はむしろ，命題を扱う目的と手法の違いであるように受け取れる。また同時に，共有見解と命題の真偽が両立するように見える記述は，例えば上の引用すなわち弁証術の有用性に関する記述において言われた，「個々の事例において我々が真と偽とを容易に看て取るであろう」（101a35–36）という点であろう。弁証術において用いられる前提命題は共有見解として措定されるものであるが，それを用いて命題の分析をすることが，その命題の真偽に関して判断材料を得る手がかりとなるように理解し得る。これに加え，

『トピカ』B 巻以降の記述は，弁証術の実践に関する様々な事例が用いられた箇所であるが，そのうちで「真として述語となる」（alētheuetai）という語が同時に用いられているのが散見されることを見過ごすわけにはいかないであろう（121a20, 131a31, 131b24, 132a35, 132b1, 135b1, etc.）。共有見解の側の特徴づけに視点を戻すならば，共有見解の規定において見出すことのできる知者の認知についての注意深い条件づけは，何であれ或る種の知識体系を想定するものである。すなわち，弁証術的推論の規定において言われたように，「…知者たちにか，またこれらのうちすべての人にか，多くの人にか，ことさら知られており誉れ高い人たちによって思われているものども」（100b22–23）という記述は，一般的に言って，厳密な学やその他の種類の学の領域における有識者の意見と，そしてその意見の基づく学的な認識を，共有見解の射程に含めるものであると言えよう。つまり，有識者が学的な認識に基づく言明を提示できるとして，それは真理に即した言明であるのみならず，共有見解として人々が議論の前提とするのに充分なもっともらしさを備えていると看做される。これらの考察に基づくならば，真なる命題が語られる領域と，共有見解が語られる領域の違いは，命題における題材や，或いはその内容の真理性の度合いによってではなく，むしろその命題を扱う目的や手法によって区別されると言える。

上の考察を踏まえ，『トピカ』A 巻 1 章において挙げられている四つの推論が，いかなる特徴づけの下に区別され，互いにいかなる関係にあるかについて概観し，その中で弁証術がいかにして特徴づけられるかを確認したい。上の規定に見られる誤謬推論は，「この様式は，語られた当該の諸推論とは異なるように見える」（101a8–9）という理由で，推論の種類に数え入れられている。このことによって，推論の四種類の区別とはいかなる観点で集められたものと言えるであろうか。そして前提の種類によって区別された推論の種類とは，どれほどの汎用性を持つであろうか。まずは誤謬推論がいかなるものであるかを『トピカ』及び『詭弁的推論』の当該の箇所を挙げつつ特徴づける。誤謬推論の規定に箇所では，次のように説明されている。

> というのも，この様式［誤謬推論］は，語られた当該の諸推論とは異なるように見える。というのも，誤って線を引く人は，真かつ第一のものどもに基づいて推論をしているのでも，或いは諸共有見解に基づいて推論しているのでもないからである。というのも，当該の定義形成句に落ちないから。というのも，［このように推論する人は］すべての人たちによって思われていることどもをも，或いは多くの人たちによって思われていることどもをも，知者たちによって思われていることどもを，［…］容認しておらず，むしろ当該の知識における，特有ではあるが真ではない諸公理に基づき，推論を構成しているからである。というのも，半円を，そうするべき仕方でなく描くことや，或いは何らかの線を，引くであろう仕方でなく引いたりすることによって，その誤謬推論を構成しているのであるから（101a8–17）。

前述の規定において言われたように，誤謬推論の基づく前提命題は「何らかの知識をめぐる特有のものども」（101a6）であった。上の引用においても，それは「当該の知識における，特有ではあるが真ではない諸公理に基づき推論を構成している」（101a13–15）と敷衍され，論証や弁証術的推論や詭弁的推論における前提と種類の異なるもの，それらの規定に当てはまらないものであることが強調されている。この前提命題は，真ではないとされることから，他のいずれの種類の前提命題とも明らかに異なるが，もう一つの特徴は，何らかの知識に特有つまりいずれかの学問領域に特有のものであると言われる点である。何らかの知識に特有の言明であると言われるとき，それは論証においてそうであるように，特定の原理とそこから導かれる諸命題からなる一つの知識体系の中に位置づけられることを意味する。個々の命題は，その知識体系における独自の基礎づけによって真なる命題とされる。こうした知識体系にあって，この誤謬推論の前提命題のように，或る命題が真ではない命題と言われるとき，それは厳密に言えばその知識体系に適切に位置づけられるものではなく，むしろ，体系全体の整合性のためにはその知識体系から除外されているはずのものである。これについては，この種類の前提命題が使用されている推論を，推論の種類に挙げることにいかなる意義があるかという問いを問い得るであろう。なぜ，例えば単に論証の成立しない事例として捉えるわけにはいかないのであろうか。一つの可能な応答として，これがあくまでも推論の種類の枚挙であることを指摘できるであろう。真ではない命題を用いた推論ではあっても，これは構造上，推論の規定に違うものではない。このことに加えて，推論の分類がそもそも，前提命題が真であるか偽であるかによって推論の成立と不成立を特徴づけることができるほど単純には作られていないという点を指摘できるであろう。例えば，論証においては，用いられるべき前提命題は，真であらねばならないが，それは或る諸原理によって基礎づけられた諸命題の集まりという体系を前提し，その中の原理そのものであるか，或いは原理に基礎づけられたものである限りにおいて真であるものでなければならなかった。また他方，弁証術的推論や詭弁的推論においては，命題は単に真か偽かによって特徴づけられず，共有見解か否か，また見かけ上の共有見解か否かによってその成立と不成立が特徴づけられたのであった。これらとの対比で言えば，誤謬推論において用いられる真ではない命題は，正確に言えば，まずは真か偽かによって特徴づけられる命題の体系に属し，しかもその体系は或る諸原理によって基礎づけられた諸命題の集まりとして把握されるものであり，その中で適切に位置づけられない限りで，真でない命題と呼ばれるものである。つまり，成立し得る命題と成立し得ない命題を一般的に区別するためには，単に真であるとか偽であるとかいう仕方で特徴づけるだけでは足りず，各々がいかなる文脈において真であるか或いは偽であるか（或いは場合によっては共有見解であるか否か）が語られねばならない。それゆえ，この前提命題の種類の枚挙においては，前提命題の成立の仕方と不成立の仕方を特徴づける際に想定される文脈が，一方では，真偽の厳密に問われる知識体系を持つ文脈と，他方ではより一般的で，特定の知識分野に属さず，しかし対話相手にとって了解可能であり他の同

様の諸命題と関連づけて推論を構成することができると看做される文脈とに分けられると言える。そのうえで，真であるもの，真でないもの，共有見解であるもの，実際は共有見解でないものという仕方で，いずれであれ推論において用いられ得る前提の種類を汲み尽している。

上のことを示す一つの記述として，四種の推論が，各々の機能する領域に関して「固有の類を持つか否か」という仕方で重要な対比を示す特徴を持つことが説明されている。論証と誤謬推論が，当該の学問領域に特有の事柄についてのものであるのに対し，弁証術と詭弁的推論は，固有の類を持たないと言われる。この対比から，四種の推論の区別が特徴づけられることを確認したい。『詭弁的論駁』11 章においては，固有の類において機能する論証と誤謬推論に対し，固有の類を持たない弁証術と詭弁的推論が類比的な関係を示すことが説明されている。

> だが，詭弁論者は何らかの仕方で，誤った図形を描く人が幾何学者に対してあるような，そうした仕方で弁証術家に対してある。というのも，[彼らは]弁証術家におけるそれらに基づいて誤謬推論を犯すのであり，誤った図形を描く人は幾何学におけるそれらに基づいて誤謬推論を犯しているから。しかし，一方の人は詭弁論的ではない。それはその人が，当該の技術の下にある諸原理と諸定理に基づいて誤った図形を描くからである。また他方の人は弁証術の下にありつつ，他のものどもに関わって詭弁的であるということが明らかであろう。[…]それゆえ，もし一方ですべてにおいて，詭弁論者が弁証術家に対してある仕方が誤って図形を描く人が幾何学者に対してあるのと同じ仕方であるとすれば，かのものについて詭弁論者であることにはならぬであろう。だが今や，弁証術家が或る特定の類についてはあらず，またいかなるものをも証明するものではなく，また例えば普遍の学のようなそうしたものでもない（171b34–172a13）。

類比は，詭弁的推論と弁証術の関係が，「誤った図形を描く人」と「幾何学者」との関係に類比的であるという例によって説明される。各々の場合における前者は，後者が基づくのと同じ原理に基づいて為されること，かつその誤った形態であることが指摘される。つまり，詭弁的推論は弁証術に対し，そして「誤った図形を描く人」は「幾何学者」に対し，同じ原理に基づいて考察を為すのであるが，誤った形態においてそうしている。他方，もしこれらの前者の後者に対する関係が同じであるならば，単に一致する関係であると言われないのか。つまり，詭弁的推論と「誤った図形を描く人」が一致するのではなく，あくまで類比的であると言われるのはなぜか。上の引用によれば，弁証術と「幾何学」に代表される個々の学問領域が，一致し得ないのがその理由である。つまり，「幾何学」等の論証が，固有の原理に，例えばこの場合，幾何学の諸原理に基づき形成される体系において機能するものであるのに対し，弁証術は，そうした一つの固有の原理に基づき形成される体系において機能するものであるとは思われていない。

これまでの理解では，四種の推論の分類は，一方では異なる前提命題を持つことによって特徴づけられた。さらにその推論の性質上，論証は固有の原理を持つ領域において構成されるものとして，他方，弁証術は固有の類を持たずに機能するものとして特徴づけられた。さらに他の推論の分類として，詭弁的推論は弁証術と同様に固有の類を持たず，弁証術と同じ原理によって構成されるが，論過を犯している点において弁証術とは異なる推論である。誤謬推論は，論証と同様に固有の学問領域において機能するものであるが，誤りを含むという点において論証とは異なる推論として挙げられている。これらの特徴づけにおいて興味深いのは，詭弁的推論と誤謬推論が，何らかのいわゆる誤りを含むという点で，誤りを含まない論証や弁証術から区別され，推論の種類に数え入れられている点である。この分類におけるアリストテレスの狙いは何であろうか。詭弁的推論と誤謬推論は，誤りや欺きによって，いわば真正の種類から区別されるものであるが，重要なことは，これらが推論の構造において誤りを犯すものではないという点である。推論の一般的な成立要件は，本稿 2 節において我々の確認したものである。推論の種類を広い視点から観察するとき，その種類として挙げられているのは，実践において推論として成立し得るものどもの種類であり，そこでは主に，固有の原理をめぐって構成される推論と，固有の類を持たない推論，そしてこれらの不完全な形を含む推論であると言える。

推論の分類はこれまでの考察において把握される事実的な特徴によって互いに区別され得るが，同様に重要であるように思われるのは，各々の推論が何を目指すものであるか，何に対して有益であると言われるものであるかに関する特徴づけである。特に弁証術に関しては，弁証術に固有の機能を把握し損なうことにより，共有見解に基づき推論が構成されることの意義がしばしば誤解され見過ごされてきた。弁証術の方法としての意義を確認するためには，それがいかなる固有の役割を持つか，そしてそれが技術としていかにして構築が企図されているかについての考察が不可欠である。次節において私は弁証術の方法構築の有用性について語られた『トピカ』A 巻 2 章と，「検証吟味」の概念について考察する。さらに 5 節において，弁証術が一つの技術としていかなる体系の下に構築されつつあるか，そしてそれがいかなる仕方で受容されるべきものとしてアリストテレス自身によって想定されているかについて，『トピカ』A 巻 4 章その他の箇所の記述を参考に考察する。

4．検証吟味

弁証術の研究の目的は，『トピカ』冒頭において述べられたとおりであった。共有見解に基づき推論することが実践において我々の関心事である以上，そしてそうした議論の場において不整合なことを何も言わずにすむことを我々が望む以上，それを可能にする方法があるとすればその有益であることは明らかである。では，共有見解に基づき推論することが我々の関心事となるのは，いかなる状況において，そしていかなる意図の下で議論するときであろうか。各々

の推論における事実的な諸特徴が『トピカ』A 巻 1 章において指摘されたが，もし各々が何を目指して為される推論であるかについての特徴づけを我々が把握し損なったり混同したりするならば，各々の推論の本性を大きく見誤ることとなろう。本節においては，弁証術的推論の研究が何に対して有益であると言われるか，そしてその固有の仕事は何かについて特徴づけることを試みる。『トピカ』A 巻 2 章においてアリストテレスは，弁証術の方法を知っておくことが何に対して有益であるかについて述べる。そしてその後に，弁証術に固有の仕事を指摘している。

> だが述べられたものどもに続くのは，当該の仕事が，どれほどのまたどのようなものどもに対して有用であるかを語ることであろう。それは実に三つのものに対して有用である。すなわち，訓練に対して，対話に対して，哲学に即した諸知識に対して。さて一方で，訓練に対して有用であることはそれら自身に基づき明白である。というのも，方法を持っていれば，我々は目の前に措かれたもの［問題］について容易に着手することができるからである。他方，対話に対して有用であるのは，我々にとってうまく語っているようには見えない或るものを，変えさせることによって，複数の数え上げられた諸意見に関し，我々が，他の立場にあるものどもに基づいてではなく，自らの立場の諸意見に基づいて，彼らに対して仲間に加わるであろうからである。他方，哲学に即した諸知識に対して有用であるのは，両面に対して問題を見出すことが可能になることによって，個々の事例において我々が真と偽とを容易に看て取るからである。さらにまた，各々の知識についてあるものどものうち第一のものどもに対して有用である。というのも一方で，諸原理はあらゆるものより先にあるので，目の前に措かれた知識に即してある固有の諸原理に即して，それら［諸原理］について何か語ることは不可能であり，他方，各々のものどもについての諸共有見解を通じてそれら［諸原理］について区別することが必然であるから。他方これは弁証術に固有でありことさら特有のことである。というのも，検証吟味的であることにより，［弁証術は］あらゆる方法の諸原理に対して道を備えているのであるから（101a25–101b4）。

挙げられているのは次の三つの点である。⑴訓練，⑵対話，そして⑶哲学に即した知識である。訓練に対して有用と言われるのは，弁証術の方法を持つこと自体が，問題に対処する訓練となるからである。というのも，弁証術が一般的な問題への有効なアプローチであると理解されており，これに予め熟達することによって，問題に対処する場合の備えを持つことになるからである。ここでは弁証術は，議論を必要とする考察一般に対して，方法として機能することが想定されている。弁証術に期待されているのは，問題を扱う守備範囲の広さであり，また方法として確立されていることであろう。アリストテレスが，方法を持つと言うために何を最低限必要とすると考えているかについて我々は次節においてみる。ここでは，弁証術がその構造

的な特徴によって，議論全般に対して機能することを可能にしていると想定されていることを確認するにとどめる。すなわち，「目の前に措かれた」という仕方で検討の素材とし得る問題にとって，弁証術的な手法，つまり共有見解に基づき，問いと応答によって一つ一つの言明の成立を問題としつつ，推論を進めるという手法が，その対処の仕方として有効であることが理解されている。

もう一つの有用性は，対話に対してあると言われる。方法化された弁証術を知っているとき，我々は単にそれを用いて問題に容易に着手するのみでなく，他人と議論する際，うまく語られていないとみえるものに関して，ふさわしい根拠と推論を示すことによって，相手との間で成立する同意に基づき，相手の意見を変えさせることがあり得る。これは，説得力のある話し方をするというのみでなく，自分と対話相手との間で，可能な限り正当と思われる，同意され根拠づけられた仕方で，一つの意見の転換を為し得ることを意味している。他方，弁証術が哲学に即した諸知識に対しても有用であると言われるとき，そこにおいては弁証術的なアプローチが諸知識に対して有効となる特殊な局面が言及されているように思われる。「両面に対して問題を見出す」（101a35）とは，弁証術に特有の機能であった。というのも，肯定形と否定形によって語られる命題対のいずれをも取り上げて検討することができるのは，論証の体系内においてではなく，弁証術においてであったからである（本稿 2 節参照）。言い換えれば，弁証術的なアプローチを通じて初めて，或る事態を示す言明の成立する場合をも成立しない場合をも検討することができる。このように命題の両面から問題を検討することができるとして，この検討の要点は，当の命題に関する両面のうちいずれがもっともらしいと思われたかを明らかにすることであった。弁証術的なアプローチによってある限り，この命題はあくまで共有見解として同意される限りの厳密性を持つのみであるが，この検討が同時に命題の成立と不成立に関する根拠を提示するものである点に注目する意義はあるであろう。「哲学に即した諸知識」（101a27）と言われる，真理をめぐる知識の獲得を目指す個々の学問領域において，真なる命題を確立することは弁証術の仕事ではない。しかしそのことは，その命題を共有見解として扱い，弁証術的な検討を与える可能性を妨げるものではあるまい。命題を共有見解として扱うことによって可能となる或る種の検討，すなわちその命題の成立と不成立がいかなる仕方で論拠づけられるかに関する検討によって，我々は少なくとも，その命題がいかなる仕方で少なくともっともらしさを確保し，またいかなる仕方で誤りを含むかを明らかにすることができる。これによって，その命題の知識としての確立ではなくとも，その真偽が知られざる段階で真偽を知るための手がかりを提供する結果となろう[3]。

個別の諸学問領域における命題に対して機能するという点では前述の論点に類似のものであ

[3] 原理に向かう道と言われるのは，必ずしも共有見解の蓋然性が高まり厳密な真理性へと移行することである必要はないと思われる。Sim (ed.)（p.xviii）参照。

るが，特にその領域における「第一のものども」（101a36）について機能するという点は，弁証術と個別諸科学との関わりにとって顕著な特徴と言える。すなわちそれは，共有見解に基づく推論を，前述のような同じ仕方で，「第一のものども」に対しても構成し得るのに対し，当の学問領域は，その内部においては「第一のものども」に対するアプローチの手立てを持たないという点である。というのも引用中において述べられているように，一つの学問領域にとって，「第一のものども」つまり諸原理にあたる諸命題は，それによって体系づけられるすべての他の命題に対して先なるものとしてあり，体系内のすべての他の命題を基礎づけるという関係にあることが想定されているのであるから，体系内の命題をその原理から独立して語られるものと看做して原理の基礎づけに関して何かを語ったり批判検討したりすることは不可能であるからである。

5．方法構築

これまでの考察において，弁証術の形式と目的が共に，一般的な視点からの命題の確立と覆しの検討に向けられていることが把握されたこととする。ではアリストテレスはその方法化のためにいかなる体系を構想しているであろうか。以下では，『トピカ』A 巻 4 章において議論と推論についての一般的な視点からの分析が為される箇所を見る。

> それゆえ初めに，当該の方法がいかなるものどもに基づいてあるかを考察せねばならない。実に諸議論がどれほどの数の，またいかなる性質のものどもに対してあり，いかなるものどもに基づいてあるか，そしてこれらについていかにして道を見出すであろうかを我々が把握したときに，我々は目の前のものを充分に手にすることとなろう。さて諸議論がそれらに基づきあるところのものどもと，諸推論がそれらについてあるところのものどもは，数において等しい同じものどもである。というのも，一方で諸議論は諸命題に基づき生じ，他方で諸推論がそれらについてあるところのものどもは，諸問題であるからである。だがあらゆる諸命題とあらゆる諸問題は，固有性か，類か，付帯性を明らかにする。というのも，種差も類的なものとして，類と共に配置すべきであるから。だが固有性のうちの或るものは本質を意味表示し，或るものは本質を意味表示しないので，固有性は先に述べられた諸部分の双方へと分割されることとし，本質を意味表示する一方が定義形成句と呼ばれ，もう一方はそれらについて与えられた共通の名称に即して，固有性と呼ばれることとせよ。それゆえ，述べられた当該のものどもに基づいて，今や四種に即してすべて［の命題と問題］が生じることが帰結すること明らかである，すなわち定義形成句，固有性，類，付帯性である（101b11–25）。

この箇所において初めに，アリストテレスは方法の構成要素として何を念頭においているかを述べる。議論或いは推論の一種類を正しく遂行するための方法として，ここで求められている一つの知識は，ここで対象となる議論や推論一般が，いかなる題材を扱うものであるかについてである。あり得る題材の数，題材の各々の性質，そしてここで取り上げている議論一般がどのような構成要素を持っているか，そして，これらを用いていかなる手順と戦略によって手続きを進めるかについて問われる。これらのうち，続く箇所で論じられるのは第一に，議論と推論一般がいかなる構成要素を持つかという点である。議論一般がそれに基づきあるところのものは，諸命題であると言われ，推論がそれについてあるところのものは諸問題であると言われる。『トピカ』における命題の扱いは，あくまで弁証術的な文脈における特徴づけに限られているように見える。命題は，或る言明が「果たして〜であるか？」（ara ...;）という問いの形で提出されるものであり（101b30），これに対して問題は，言明が「果たして〜であるか否か？」（poteron ... ē ou;）という二者択一の問いの形で提出されるものである（101b32）。これらの違いは，言明を表現する疑問形の形式の違いであるため（101b28–29），構成され得る諸命題と諸問題は数において等しいと言われる（101b14）。それゆえ，ここで扱われている議論一般は，問いの形で提出される命題に基づき構成され，他方，ここで扱われている推論一般は，二者択一の問いの形で提出される問題をめぐって構成されると理解されている。2節で我々が見た推論の規定を参照しつつ，一つの議論の型を構成することを想像するならば，我々は問題を手にしながら，その肯定形か否定形のいずれか，或いはときには順を追って双方についての推論を構成することを試みる。一つ一つの推論では，諸命題を問いと応答によって確定しつつ，結論を引き出すことを試みる。上の構成要素からは，そうした手続きが想定されるであろう。

では他方，弁証術において議論され得る題材の数と性質は，いかにして指摘され得るであろうか。これは議論の内容に関わる事柄であるが，アリストテレスはそれらについても，そこへと分類し分析することのできる型を導入し，およそ我々の扱い得る題材の全体を捉え，それらを分析する観点を与えている。続く箇所においては，さらに命題と問題がいかなる構成要素から成るかについての分析が展開される。その構成要素は，命題（或いは問題，本稿においては以下双方を指示しつつ「命題」として表記）が「明らかにするもの」として導入される，内容に関する或る型であり，固有性，類，付帯性が挙げられる。「固有性」と表記されたものの実質が，「本質を意味表示するもの」（定義形成句）と「本質を意味表示しないもの」（固有性）とに分かれるという分析に基づいて二種の区別が為され，さらに「種差」は「類」と同じところに配置するという補足を交えつつ，分類は最終的に，「定義形成句」，「固有性」，「類」，「付帯性」といういわゆる四種のプレディカビリアへと確定される。この分類の身分として指摘できるのは，これらが命題において文－下位構成要素[4]とでも言うべき部分を為しているということで

[4] 千葉（p.16）参照。

あろう。命題の形式をめぐる観点から言えば，命題の或る一部を占めるこの下位構成要素は，その内容の種類において四種あることが指摘されたのであり，弁証術において取り上げられるあらゆる命題が，その四種の下位構成要素のいずれかを含み持つことによって生じていると言われる（101b25）。この四種が，弁証術において扱われるあらゆる命題がそこへと分類されるところの型であり，言い換えるならばこの四種によって弁証術におけるあらゆる命題を分析し得ることになる。事実，『トピカ』A 巻の後続の巻である B 巻から H 巻にかけての大部分は，トポスと呼ばれる，命題の確立と覆しのために用いられる論点によって構成されており，そのトポスは主に，四種のプレディカビリアの各々の特徴から導かれる論点であることが観察される。弁証術の方法化の過程で析出された，議論の構成要素の中には，このプレディカビリアに加えて，A 巻 9 章において導入される十種類の述定がある。これらの要素は，我々が命題を用いておよそ語り得る事柄が，どれほどの数そしてどれほどの性質を持ち得るかを確定するものである。このことが意味するのは，アリストテレスが弁証術の方法化を企図するときに実際に為されたのが，我々が弁証術といういわば単純化された議論のモデルにおいておよそ語り得るすべての事柄を，その形式と内容の両方において分析する視点を与えたということである。

6．結び

アリストテレスは『トピカ』A 巻 1 章から 4 章において，弁証術の方法構築の基礎を与えているが，そこで想定されている弁証術は，その構造，固有の機能，そして構成要素をめぐり，次の諸点についての考察を促すであろう。⑴共有見解に基づく推論として特徴づけることによって，アリストテレスは，弁証術の実践を，広く一般の議論の分析に寄与するが，個別諸科学において真なる知識を獲得するために機能するものではないものとして位置づけている。⑵しかし依然として，「原理に対して道を備えている」と言われる弁証術の固有の機能は，個別諸科学の原理に対する反省的な考察を与えることができるという点で，哲学に即した知識に貢献する手法である。⑶弁証術の方法は，言論に対する一般的な分析と分類によって構築されている。方法を構成する各要素が「知識」（101b10）として汲み尽くされることが企図されている以上，方法自体が弁証術の実践と混同されてはならないであろう。つまり，共有見解とは，方法自体を指すのではなく，その方法が扱う対象としての諸言明に帰される特徴であることに留意する必要がある。共有見解と検証吟味による特徴づけは，アリストテレス弁証術において生まれた議論一般についての理論のごく一部であるが，これの持つ意義と独自性に注目するとき，我々は少なくとも弁証術に関してしばしば誤って受け取られる，劣った推論としての印象[5] を

[5] Kneale は『トピカ』における例を『分析論前書』における格式理論に比して，「『トピカ』がこれらの法則の完全な形式化とはいかに程遠いか」と述べる（p.37）。氏はプレディカビリアが『トピカ』

もはや棄て去らねばならないであろう。

（きたごう　あや・思想文化学専攻）

文献

W. D. Ross, *Aristotelis Topica et sophostici elenchi*, Oxford (1958).
W. D. Ross, L. Minio-Paluello, *Aristotelis Analytica Priora et posteriora*, Oxford (1964).
W. Kneale, M. Kneale, *The development of logic*, Oxford (1962).
P. Slomkowski, *Aristotle's* Topics, Brill (1997).
R. Smith, *Aristotle* Topics *Books I and VIII*, Oxford (1997).
千葉　惠「アリストテレスの弁証術における言語哲学：本質，定義形成句そして意味表示の二重機能」北海道大学文学研究科紀要 130 巻，北海道大学（2010 年）。
M. Sim (ed.), *From Puzzles to Principle?*, Lexington Books (1999).

全体に統一を与える概念であることを認めつつも（p.33），トポスをプレディカビリアによる命題分析の例として把握し損なっており，その主眼が弁証術独自の方法論と目的にあることを見過ごしているように思われる。